

令和7年12月定例会 総務常任委員会 資料

関連議案番号：議案第104号

所管課名 : 総務部人事課

甲賀市職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

市政施行以降、組織及び施設の在り方の変化や民間委託等の進展により、職員数の状況が大きく変化していることから、職員の定数の見直しを行うものです。

2 改正の概要

(1) 市長の事務部局の職員定数を497人から632人に、市長の所管に属する病院の職員定数を85人から50人に、教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育関係の職員定数を360人から120人に変更します。また、全体の合計を1,010人から870人に変更します。

【第2条関係】

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

職員定数に一定の余裕を持たせた定数とすることで、将来的な行政需要の変化にも柔軟に対応ができるようにします。